

国・東京都におけるUDのまちづくり関連法規・施策の動向について(報告)

1. はじめに

「おおたユニバーサルデザインのまちづくり基本方針(以下、「基本方針」という。)」の改定にあたり、関係法令等と整合性を図り、国や都、他自治体の動向をふまえた基本方針とするため、以下のとおり国・東京都におけるUDのまちづくり関連法規・施策の動向について報告する。

(1) 国の施策の動向について

- ・主に「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進」施策(内閣府)、「バリアフリー法」関連施策(国土交通省)を参照して、国の施策の動向を以下のとおり整理した。

(2) 東京都の施策の動向

- ・主に、「第14期 東京都福祉のまちづくり推進計画 令和6~10年度」で取上げている事業の動向を以下のとおり整理した。
- ・また近年の取組みとして「TOKYO ユニバーサルデザインガイドライン(視覚情報版)」(令和6年度)「当事者参画で進めるユニバーサルデザインの施設づくりハンドブック」(令和5年度)等を参照し、以下のとおり東京都の施策の動向を整理した。

2. 国と東京都の施策の動向

- ・現「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」(2011)の策定以降における、国と東京都の新たな取組みテーマや施策の動向について、以下のように整理した。

(1) 障害や課題のわかりにくい方への支援における法整備

*P7以降の一覧表内の彩色と整合

- ・「障害者基本法」の改正(2011)では、障害者の定義を見直し「障害及び社会的障壁により生活に相当な制限を受ける者」とし幅を拡げた。[*1]
- ・その後「障害者総合支援法」(2012)で難病をかかえる方、「障害者雇用促進法」の改正(2013)で精神障害のある方、「LGBT理解増進法」(2023)では多様な性的指向や性自認の方、「認知症基本法」では認知症の方を対象とする施策等が拡充され、障害や課題のわかりにくい方等への支援について法整備が進んだ。
- ・なお「子ども・子育て関連3法」(2012) [*2] で子育てをする方への支援が拡充する中で、UDのまちづくりの面からの取組みも拡充が望まれる。

[*1] 改正前において、障害者が日常生活等において受ける制限は、本人が有する心身の機能の障害に起因するものとしてとらえ、障害者の定義を「障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」としていたところであるが、改正後は、障害者が受ける制限は機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるとする「社会モデル」の考え方を踏まえ、障害者の定義を見直し「障害がある者であって、障害及び社会的障壁により

継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとした（2条1号）。

その際、「障害」の範囲について、改正前は「身体障害、知的障害又は精神障害」を「障害」と総称していたところであるが、改正後は、発達障害や難病等に起因する障害が含まれることを明確化する観点から、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」を「障害」とした。

- [*2] 「子ども・子育て関連3法」とは「子ども・子育て支援法」「認定こども園法」、前記2法の「関係法律の整備等に関する法律」を言う。3法の趣旨は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。「子ども・子育て関連3法」のポイントは次の7点。①施設型給付と地域型保育給付の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実、④基礎自治体（市町村）が実施主体、⑤社会全体による費用負担、⑥政府の推進体制、⑦子ども・子育て会議の設置。

(2) 「障害の社会モデル」について

- ・「障害者基本法」の改正（2011）、「障害者差別解消法」の制定（2013）、「障害者権利条約」の批准（2014）では、障害を「社会モデル」（障害の社会モデル）の観点で捉え、その実現に向けて政策の中に取り入れられるようになった。
- ・「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（2017）では「障害の社会モデル」が明記され、ユニバーサルデザインの街づくりを強力に推進していく必要があるとし、あらゆる年齢層が「心のバリアフリー」が実現できるようスパイラルアップさせていくことが重要であるとした。その後、「バリアフリー法」の改正（2018）で「心のバリアフリー」に係る施策が強化され「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」（2018）では「障害の社会モデル」を理解したうえで、社会的障壁を取り除いていくことを重視し、移動等円滑化を具体的に確保していくという姿勢で臨むことが重要視された。更に、文部科学省からは「心のバリアフリーノート（小学生用・中高生用）」（2019）が公表され、学校教育においても「障害の社会モデル」を学ぶ機会を創出した。
- ・「バリアフリー法」の改正（2020・2021）では、「教育啓発特定事業」の創設、「適正利用の推進」等が定められ、各自治体は「心のバリアフリー」の普及啓発等の新たな取組が求められることとなった。

(3) 合理的配慮の提供について

- ・「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」（2018）が施行。多様性こそが都市としての発展の原動力であるとの認識の下、建設的な対話と合理的配慮の提供を通じ、社会的障壁の除去の取組を進めていかなければならないとした。
 - ・「障害者差別解消法」（2021）の改正においては、事前の環境整備[*3]の意味と、環境整備を補完する「合理的配慮の提供」及び合理的配慮を提供しないことが差別になることが明記され、障害のある方への配慮について「やさしさ」ではなく「義務」として位置づけられた。

- ・更に「障害者差別解消法」の改正で、民間事業者に対しても、合理的配慮の義務化が施行（2024）された。

[* 3] 事前の環境整備：不特定多数向けに、設備や組織等の確保など対応体制面の事前の改善措置を行うもの。バリアフリー整備やUD整備も「事前の環境整備」である。

（４）当事者参画について

- ・新国立競技場の設計～建設（2016～2019）、関西万博の設計～建設（2022～2025）に於いて3年以上に及ぶ当事者参画のプログラム（ワークショップ、見学会等）が実施され、精神障害・発達障害・知的障害・LGBTQ など、見えない障害、見えない課題のある人も参画し、従来以上に幅広い障害者等の参画を実現し、使いやすい施設になるよう配慮がされた。
- ・また当事者参加がしやすいように、情報保障や合理的配慮に係る意思疎通のコミュニケーションを重視する等、参画の質を向上させてきた。
- ・これらの成果を背景に、東京都から「当事者参画で進めるユニバーサルデザインの施設づくりハンドブック」（2024）、「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン（建築設計標準の別冊）」（2025）が発行された。
- ・また当事者参画が、東京都の「地域福祉推進区市町村包括補助事業」（2023～）でのバリアフリー整備における採択要件となっている。

（５）情報のアクセシビリティについて

- ・「読書バリアフリー法」（2019）、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」（2022）「東京都手話言語条例」（2022）「手話施策推進法」（2025）、が施行され、視覚障害者や聴覚障害者への情報提供（情報保障）への対応が、法的にも取上げられた。

2. 東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6～10年度）の分野別施策と今後の方向性

- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年度～令和10年度）の第3章福祉のまちづくりの分野別施策に提示された5つの分野別の施策と、15のテーマ別施策毎の＜取組例＞の概要を以下に整理する。

2-1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

（1）交通機関におけるハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進

＜取組例＞

- ・駅の複数・乗換ルートのバリアフリー整備、ホームと車両の段差や隙間の縮小、車椅子利用者対応トイレの増設や機能分散、分かりやすい案内サイン・案内設備の整備、カメラとモニター付きインターフォンの設置拡大、駅係員等のサービス介助資格取得等。
- ・バスのノンステップ化、アクセシブル・ツーリズムの充実、バス停の上屋とベンチの整備、接遇力の向上、ユニバーサルデザインタクシーのドライバー研修等。

（2）道路におけるバリアフリー化

＜取組例＞

- ・歩行空間のバリアフリー整備、エスコートゾーンや視覚障害者用信号機の設置、電線の地中化・無電柱化、鉄道の連続立体交差の推進、放置自転車の削減、歩行空間のバリア情報の提供等。

（3）面的なバリアフリー整備

＜取組例＞

- ・バリアフリー基本構想及びマスタープランの策定や更新の促進、心のバリアフリーの普及啓発、教育啓発特定事業の促進等。

2-2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

（1）建築物等におけるハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進

＜取組例＞

- ・都立施設や都立スポーツ施設のバリアフリー化、「障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル」「当事者参画で進めるユニバーサルデザインの施設づくりハンドブック」の普及、取組み促進等。
- ・客室や小規模店舗のバリアフリー化や「赤ちゃん・ふらっと」の設置拡大等。
- ・誰でも使いやすいトイレの場所やバリアフリー設備等の情報を継続更新等。

（2）公園等におけるハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進

＜取組例＞

- ・ユニバーサルデザインに配慮した施設整備、障害のある子どもが共に遊べる遊び場の整備等。

(3) 公共住宅の整備・民間住宅の整備促進

<取組例>

- ・既存都営住宅のバリアフリー化（住戸内手すりの設置、玄関ドアノブをレバーハンドルに交換、エレベーター設置等）推進。分譲マンションのバリアフリー化助成、在宅の重度身体障害者（児）の自宅の屋内移動設備の設置に伴う改修費用の助成等。
- ・「シルバーピア」「サービス付き高齢者向け住宅」「東京こどもすくすく住宅」などの供給促進。
- ・大規模災害時の仮設住宅は必要に応じてバリアフリー対応とする。

2-3 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築

(1) 障害者・外国人等への情報提供体制の整備

<取組例>

- ・多様な情報伝達方法（点字、音声、拡大文字、色彩の配慮、手話、要約筆記、インターネットやIT機器の活用等）の推進等。
- ・情報アクセシビリティ確保の取組み推進等。
- ・スマートフォンの使いこなし支援（高齢者向け体験会・相談会）及び視覚・聴覚障害者向けのフォローアップ支援の実施等。

(2) ホームページ等による情報提供の充実

<取組例>

- ・バリアフリー情報の発信、バリアフリーマップの作成、コミュニケーション支援の機器の導入等。
- ・外国人旅行者や高齢者、障害者等への「東京観光情報センター」の運営や宿泊施設のバリアフリー情報の充実を図る等。

(3) コミュニケーションにおける支援の充実

<取組例>

- ・手話の普及促進、手話のできる都民を育成、遠隔手話通訳の導入等により、手話の理解を深め、手話人口のすそ野を拡大する。
- ・交番における「手話使用、コミュニケーション支援ボードや電子掲示板、地理案内板」の活用等。
- ・2025年の世界陸上及びデフリンピックを契機に、ユニバーサルコミュニケーションを促進、競技の音を擬音で表示するなど技術の実証を予定。

2-4 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進

(1) 普及啓発及び学習機会の充実

<取組例>

- ・共生社会の実現には相互理解が必要であることを普及啓発。また令和6（2024）年4月に、全ての事業者による合理的配慮の提供が義務化された。
- ・地域住民向けにユニバーサルデザインの考え方の理解を深める学習機会の提供を支援する

等。

- ・ バリアフリートイレや障害者等用駐車区画等の適正利用に係るガイドラインやハンドブックを活用した普及啓発等。
- ・ こどもにやさしいまちづくりやこどもの参画機会創出につながるアクション等を支援。

(2) 多様な人の社会参加の推進

<取組例>

- ・ 視覚障害者や盲ろう者等の移動やコミュニケーション支援の取組み推進。
- ・ 「ヘルプマーク」の広域的な普及を含めて、積極的な普及啓発に取り組む。
- ・ 身体障害者補助犬の給付、老人クラブの活動支援、認知症サポーターの養成及び認知症人が自分の役割を持って、地域の一員として暮らせる取組み支援。
- ・ 芸術文化へのアクセシビリティ向上のための情報保障ツールやサポート推進。
- ・ バリアフリーが整ったウォーキングコースの設定。

2-5 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

(1) 避難所等の確保及び事前の備え

<取組例>

- ・ 都立学校のバリアフリー化、区市町村の学校施設のバリアフリー化支援。
- ・ 福祉避難所の耐震化促進、避難所となる都立公園のバリアフリー化等の整備促進。

(2) 発災時における避難所等での要配慮者への支援

<取組例>

- ・ 個別避難計画の作成等の要配慮者支援体制の整備等。
- ・ 女性・要配慮者等の視点を踏まえた避難所管理運営指針の改定と運営体制整備の支援。
- ・ 各家庭での防災対策、障害者等に配慮した情報伝達方法の確立、外国人に対する防災対策の強化等。

(3) 帰宅困難者対策における要配慮者への支援

<取組例>

- ・ 帰宅困難者の一時滞在施設における要配慮者への優先スペース、外国人にも分かりやすいピクトグラムや「やさしい日本語」、英語・中国語表記等整備促進。

(4) 日常生活における事故防止

<取組例>

- ・ 産官学民連携のもと、こどもの事故が起きにくい環境づくりを推進。
- ・ 高齢者の事故防止（「STOP! 高齢者の事故」の配布）、こどもの日常生活での事故防止を周知。

■国・東京都のUDのまちづくり関連法規・施策の動向一覧表（2011～2025）

凡例 ●：法律、政令 ○：都条例 ・：その他のトピック

略記 バリアフリー法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

建築設計標準：高齢者、障害者等の移動等に配慮した建築設計標準

障害者差別解消法：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

年度	国		東京都	
	法規・施策・取組	概要	法規・施策・取組	概要
2011 H23	・バリアフリー法「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改正（国土交通省）	・バリアフリー整備の対象駅3,000人以上/日に改正他		
	●障害者基本法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の有無に依らず基本的人権を享有し共生社会の実現を目的とする ・障害者の定義を見直し障害及び社会的障壁により生活に相当な制限を受ける者とした ・差別の禁止と社会的障壁の除去について合理的配慮の提供 	カラー凡例 <ul style="list-style-type: none"> ・見えない障害、見えない課題のある人への対応が広がった事案 ・ソフト面の取組みが広がった事案 ・当事者参画が進化し、広がった事案 ・情報のアクセシビリティの取組みが広がった事案 	
	●高齢者住まい法改正	・サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）の登録制度創設		
2012 H24	●子ども・子育て関連3法	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園の改善 ・施設型給付、地域型保育給付の創設 ・地域のこども・子育て支援充実 		
	●障害者総合支援法（障害者自立支援法改正）	・障害者自立支援法に代わる新法として制定。難病を対象に加え、ケアホームとグループホームの一元化、重度訪問介護の利用拡大、障害福祉計画の定期的な見直しなどを定めた。		

年度	国		東京都	
	法規・施策・取組	概要	法規・施策・取組	概要
2013 H25	・建築設計標準改訂(国土交通省)		○都道における道路構造の技術的基準に関する条例施行	
	●障害者差別解消法制定	・障害による差別の禁止、合理的配慮の提供	・「東京 2020 大会」(オリンピック・パラリンピック)開催決定(国際オリンピック委員会)	
	●障害者雇用促進法改正	・精神障害者の雇用義務化		
	・バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編改訂	・駅舎等のバリアフリー整備内容を解説		
2014 H26	・障害者権利条約批准(障害者の権利に関する条約)(外務省)	・障害を「社会モデル」で捉える ・障害者の人権及び基本的自由の他の者との平等な享有 ・差別の禁止と合理的配慮の提供 ・意思決定過程における障害当事者の参画など規定	・東京都福祉のまちづくり推進計画(H26~30年度)	①円滑な移動、施設利用のためのバリアフリー化の推進 ②バリアフリー住宅の整備 ③様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリー ④災害時・緊急時の備えなど安全・安心のまちづくり ⑤心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化と社会参加への支援
2015 H27				
2016 H28	●障害者差別解消法(全体施行)	・差別の禁止と合理的配慮の提供の義務化(2024年改正施行)		
	・新国立競技場のUDワークショップ開始(~2019)	・14の障害当事者団体等が参加 ・オフィシャルに21回開催		
2017 H29	・ユニバーサルデザイン2020行動計画(関係閣僚会議)	・障害の社会モデルに基づく心のバリアフリーを定義	・Tokyo アクセシビリティ・ガイドライン(東京2020組織委員会)	・会場等の整備上の技術仕様及びアクセシビリティトレーニングを規定
	・建築設計標準改正			

年度	国		東京都	
	法規・施策・取組	概要	法規・施策・取組	概要
2018 H30	・公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン作成	・交通事業者の高齢者・障害者に対する一定水準の接遇を確保するため、交通事業者が自社の接遇マニュアルを作成する際の指針（令和6年3月改訂）	・「心のバリアフリー」の実践に向けたハンドブック	・障害の社会モデルの考え方に基づいた心のバリアフリーに対する理解が促進され、実践につながるよう、事例を交えながら解説
	・バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編改訂		○東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例施行	・都民及び事業者が障害者への理解を深め、障害者差別を解消する取組を進める
	●バリアフリー法改正施行	・共生社会の実現、社会的障壁の除去、心のバリアフリーを明記		・障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会・ダイバーシティの実現を目指す
	●ユニバーサル社会実現推進法施行（内閣府）	・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進		
2019 H31 R1	●読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）施行（文部科学省・厚生労働省）	・誰もが読書ができる社会を目指して、特に視覚障害者等の読書環境の整備を推進	・東京都福祉のまちづくり推進計画（2019～2023年度）	①交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進 ②全ての人々が快適に利用できる施設や環境の整備 ③災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進 ④様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進 ⑤都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進
	●バリアフリー法施行令改正施行	・ホテル・旅館は、車いす利用者対応の客室を1%設置	・東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル改訂	
			○東京都建築物バリアフリー条例改正	・ホテル・旅館1,000㎡以上の一般客室のBF化を義務化
	・「心のバリアフリーノート」（小学生用・中高生用）文部科学省公表	・「社会モデル」に基づく心のバリアフリーを学ぶ副読本		

年度	国		東京都	
	法規・施策・取組	概要	法規・施策・取組	概要
2020 R2	●バリアフリー法改正一部施行	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等による「心のバリアフリー」の推進を追加。 ・「教育啓発特定事業」を創設。 		
2021 R3	●バリアフリー法改正全部施行	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通事業者のソフト基準の遵守義務の創設。 ・適正利用の推進（優先席、車いす用駐車場、BFトイレ） ・公立小中学校の基準適合義務化（特別特定建築物の範囲拡大） 	○東京都建築物バリアフリー条例改正施行	
	●バリアフリー法施行令改正施行	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模特別特定建築物のBF基準の創設 	・東京2020大会開催	
	・建築設計標準改正			
2022 R4	●障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行*1	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての障害者が社会参加するために、情報の取得と利用及び円滑な意思疎通が極めて重要で、これらに係る施策を推進 	○東京都手話言語条例施行	<ul style="list-style-type: none"> ・手話は「言語」と認識し、手話の普及啓発、手話通訳者の育成、災害時の情報提供の確保を定めた。
	<ul style="list-style-type: none"> ・関西万博「日本館」「大阪ヘルスケアパビリオン」（以下「大阪ヘルス館」）の設計で障害当事者参画を実施（～2025年2月まで3か年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者のほか、知的・精神・発達障害、LGBTQ+、医療的ケアを必要とする人が参画し意見聴取した。 ・WSは「日本館」で11回、「大阪ヘルス館」で24回開催。 		
2023 R5	●LGBT理解増進法施行*2	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての性的指向や性自認の人が尊重される社会を目指し、多様性への理解を深めることを目的とした理念法 	○東京都建築物バリアフリー条例改正施行	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子利用者用客室に限らず、すべての一般客室にもバリアフリーの最低限の基準を適用

*1 正式名：障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律。

*2 正式名：性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

年度	国		東京都	
	法規・施策・取組	概要	法規・施策・取組	概要
2024 R6	●認知症基本法施行*3	・認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる「共生社会」を目指すもの	・東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年度～令和10年度）	①誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進 ②全ての人々が快適に利用できる施設や環境の整備 ・事業No.52：当事者参画によるバリアフリー整備の推進に関し、地域福祉推進区市町村包括補助事業の採択要件とする。 ③誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築 ④共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進 ⑤誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え
	●障害者差別解消法改正施行	・民間事業者に対しても、合理的配慮を義務化		
	●困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）施行	・目的：女性の福祉、人権の尊重や養護、男女平等の視点を規定		
			・当事者参画で進めるユニバーサルデザインの施設づくりハンドブック	・当事者参画の実施に係る方法を編集し、都内の参画事例を紹介
2025 R7	●バリアフリー法施行令改正施行	・バリアフリー基準の見直し（トイレ、駐車場、客席）	○東京都建築物バリアフリー条例改正施行	・バリアフリー基準の見直し（トイレ、駐車場、客席）
	・建築設計標準の改正	・バリアフリー基準の見直し（トイレ、駐車場、客席）		
	・建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン（建築設計標準別冊）	・当事者参画の実施に係る方法を編集し事例も紹介		
	●手話施策推進法公布施行*4	・基本理念は、手話の習得・使用に関する施策、手話文化の保存・継承・発展、手話に関する国民の理解と関心を深める。		

*3 正式名：共生社会の実現を推進するための認知症基本法

*4 正式名：手話に関する施策の推進に関する法律